

平成22年 第3回

教育委員会定例会会議録

平成22年3月9日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2297号

平成22年第3回定例会

日 時 平成22年3月9日(火) 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	伊藤 康博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野澤 靖弘
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	森 信二
	指導室長	加藤 敦彦

「書記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	常盤 茂

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2289号 第10回定例会(平成21年10月13日開催)、同秘密会

第2290号 第11回臨時会(平成21年10月27日開催)

第2291号 第11回定例会(平成21年11月10日開催)

第2292号 第14回臨時会(平成21年11月24日開催)、同秘密会

第2293号 第12回定例会(平成21年12月 8日開催)

日程第2 請願

港区の「朝鮮学校児童生徒保護者補助金」を廃止する請願

日程第3 審議事項

議案第17号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

日程第4 教育長報告事項

- 1 赤坂九丁目貸付地等における市街地再開発準備組合の設立について
- 2 平成21年度秋の通学路点検の実施結果報告について
- 3 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（青山地域）の実績について
- 4 生涯学習推進課の2月事業実績と3月事業予定について
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 図書館・郷土資料館の2月行事实績と3月行事予定について
- 7 平成21年度入学式「お祝いの言葉」について
- 8 指導室3月事業予定について
- 9 港区赤坂小学校屋内プールの休止について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

(午前10時01分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は南條委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

第1 会議録の承認

第2289号 第10回定例会（平成21年10月13日開催）、同秘密会

第2290号 第11回臨時会（平成21年10月27日開催）

第2291号 第11回定例会（平成21年11月10日開催）

第2292号 第14回臨時会（平成21年11月24日開催）、同秘密会

第2293号 第12回定例会（平成21年12月 8日開催）

○小島委員長 まず、日程第1、会議録の承認。

第2289号、第10回定例会、平成21年10月13日開催、同秘密会、第2290号、第11回臨時会、平成21年10月27日開催、第2291号、第11回定例会、平成21年11月10日開催、第2292号、第14回臨時会、平成21年11月24日開催、同秘密会、第2293号、第12回定例会、平成21年12月8日開催、この会議録はいずれも承認ということによろしゅうございますか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、承認ということで決定いたします。

第2 請願

港区の「朝鮮学校児童生徒保護者補助金」を廃止する請願

○小島委員長 続きまして、日程第2、平成22年2月24日付で請願が1件提出され、同日受理されました。本日は、受理しました請願、資料ナンバー1について、趣旨説明の希望がございましたので、お伺いしたいと思います。

趣旨説明を受ける前に、庶務課長から報告をお願いいたします。

○庶務課長 今ご案内のとおり、平成22年2月24日付で港区の「朝鮮学校児童生徒保護者補助金」を廃止する請願書が提出されました。その内容につきまして、書記に請願書を朗読させますので、よろしくお願いいたします。

○書記

港区の「朝鮮学校児童生徒保護者補助金」を廃止する請願

港区は、昭和57年から、朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者の教育費の負担軽減を目的としてこの補助金の支給を行っています。港区に外国人登録をしておれば、親が学校に請求し、学校は港区より金を貰っています。児童・生徒一人につき、年8万4,000円で、平成20年度は総額67万2,000円となっています。

何故、北朝鮮系の学校だけに支給するのでしょうか。何故、外国人の中でも日本国籍を持たない朝鮮人家庭のみを対象とするのでしょうか。日本国内にある北朝鮮関連施設に課する固定資産税減免措置も無くなってきているように世の中は正常化してきています。

戦後はや、六十有余年がたちました。日本、韓国、北朝鮮が平等、対等、そしてお互いに尊敬する関係にならねばならない時なのに、北朝鮮は拉致した日本人をいまだ返そうともしません。それなのに、表題の補助金のような外圧に屈した結果なのか、理由が明確でない金を支給し続ける事は、子どもを教育する上で良い影響は何もありません。この補助金支給を平成22年度より廃止するようお願いいたします。

以上です。

○小島委員長 それでは、請願者の綿貫洋様から趣旨等の説明を受けることとしますので、請願者の方はどうぞこちらへ。

では、よろしく願いいたします。

○請願者 私、この請願をいたしました綿貫でございます。これから私が話す内容は、去る3月3日に区議会の区民文教委員会で述べた内容とほぼ同じでございます。

この請願に関する補助金がどういう理由で支給され続けているのか、それがまだ私にはよくわかっておりません。先日、私は、資料開示の件で教育委員会の庶務課の担当者に話を聞きました。そのときの話では、「昭和57年当時の資料が紛失してなくなっている」と。そして、「当初の意図がどういうことで始まったのかわかりません」というお話でした。しかし、補助金の支給は続けているということです。私もそれを聞いて、そのようなことが公正公明を追求する港区においてあっていいのかということで嘔然としました。

どうして韓国の学校には出さずに、北朝鮮系学校なのでしょう。また、外国人の中には、ミャンマー人とかブラジル人のような貧困の家庭の民族もあるわけです。その人たちはなぜ対象にしないのでしょうか。北朝鮮といえば、あの拉致事件があります。政府によって認定されたものだけでも、昭和52年から拉致が始まっております。横田めぐみさん、曾我ひとみさん、久米裕さん等々、被害者は数十人に上っています。そして、そのことを北朝鮮、日本社会党は事実を否定していたわけです。しかし、平成12年に金正日が初めて「日本人を拉致した」ということを言って認めたわけです。北朝鮮が他国の国民を拉致するという犯罪を犯している最中に、なぜこの港区からの補助金の支出が始まったのでしょうか。

数日前の記事では、北朝鮮がこの50年余りにわたって日本の朝鮮学校に計460億円の資金を提供していたということも書いてありました。昨年だけでも2億円の教育援助金を送金していた事実もわかっております。日本を敵国視した教育を堂々としている上、今犯罪を犯している現行犯

なのです。現行犯の国家に属する人たちになぜ補助金を出すのでしょうか。教育委員会は、間接的にでも北朝鮮に圧力をかけることによって拉致被害者を助けようとの優しい心情を持ち合わせていないのでしょうか。この補助が始まった際の目的、意図をはっきり教えていただきたいと思います。そしてまた、なぜやめようとしないのか、それも理由をお聞きしたいと思います。

日本において生活保護を受けている外国人の数は5万1,000人以上いるということです。彼らが受給する生活扶助基準額は東京都区部に住む標準3人所帯で月額16万円以上が支給されているとのことです。そういった救済措置もほかにはあるわけです。翻って、日本人の年間の自殺者は3万5,000人を超えています。その中には、生活保護も受けずに親子心中していく人もいます。何か偏っていないのでしょうか。日本は法治国家でありますので、圧力に屈して金を出すことは警察でも取り締まっているわけです。必要であれば警察へ行くことをお勧めしたいと思います。また、このようなけじめをつけない金の出し方は、教育上からも絶対よくないと思います。

以上の理由で、平成22年度からの補助金廃止、もしくは予算の執行の停止の決議をこの港区教育委員会にお願いしたいと思います。

以上が僕の請願の追加説明でございます。

○小島委員長 わかりました。どうぞお座りになってください。

朝鮮学校の児童生徒保護者補助金制度については歴史が古いと聞いておりますが、この補助金の内容、歴史的背景や議会での経緯等について、庶務課長からご説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、この制度の概要につきましてご説明申し上げます。

朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者補助金でございますが、対象となりますのは、港区で外国人登録をされている、つまり港区に住所がある子どもさんが朝鮮初級、中級学校に通学し、その授業料を払っている保護者に対して補助金を支出してございます。

目的は、その保護者の授業料等の負担の軽減を図ることでございます。

金額でございますが、月額7,000円、1年にいたしますと8万4,000円になります。

実績といたしましては、平成21年度、今年度は7人の子どもさんに対して補助をしてございます。ただ、そのうち6人の方が韓国籍で、お1人が朝鮮籍でございます。ちなみに、昨年度は9人の子どもさんに対して補助をしてございます。

この制度制定の経緯でございます。制定したのは昭和57年でございますが、その理由の一つといたしまして、日本の公立の小・中学校に通学をしている子どもさんで経済的に困窮している場合には、日本人の子どもさんであれ、外国人の子どもさんであれ、就学援助制度というものがございまして、一定の支援を受けられることとなります。いわゆる民族学校と言われております朝鮮学校に通学する児童・生徒さんについてはこの就学援助制度の対象にならないといったような関係がございまして、

それからもう一つは、当時、区議会に、朝鮮第七初級・中級学校の学校関係者及び保護者の方から支援についての請願が出されておまして、56年3月にその請願を趣旨採択してございます。そういったことを背景にいたしましてこの制度を立ち上げたということでございます。

朝鮮学校のみを対象としている理由については、大変申しわけございません、当時の記録・文書等が保存年限との関係で既に廃棄されておりますので、文書等で確認はできないのですが、当時担当していた職員に聞いた限りでは、この制度を創設するに当たって、他の民族学校、中華学校であるとか韓国学校等にも意向をお伺いしたところ、その時点では「特に支援は必要としない」といった回答であったということで、結果的に朝鮮学校のみが対象になったと聞いてございます。

ちなみに、23区の状況でございますが、23区全区でこの制度を実施してございます。ただ、対象学校としては、先ほど触れました中華学校や韓国学校等も対象にしている区がほとんどでございまして、朝鮮学校だけを対象しているのは港区だけということになります。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいま庶務課長から、朝鮮学校児童生徒保護者補助金制度の内容等の説明がありましたが、趣旨説明者に内容確認等の質問がありましたら、どうぞ。また、庶務課長の説明についての質問でも結構です。

○請願者 なぜ北朝鮮の学校だけ……。

○小島委員長 ちょっと待って。今、庶務課長から説明がありましたので、教育委員の皆さんに、請願者と庶務課長の説明に対して何か質問があればということです。ちょっとお待ちください。

○澤委員 綿貫さんに確認したいのは、こういう民族系の学校に補助金を出すこと自体が現状では必要ないのではないかというお話になるのですか。

○請願者 はい、そうです。

○澤委員 特に北朝鮮系というのは、今、拉致問題や何かで日本と非常に険悪な関係になっていて、政府としても制裁措置をやっているところであるからですか。

○請願者 そうです。圧力をかけている国の……。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○南條委員 確認なのですが、これは北朝鮮・韓国籍関係なく、朝鮮初級、中級学校に通えば請求する権利があるということですか。

○庶務課長 国籍は不問でございます。したがって、現実的にはその多くはないと思いますが、例えばアメリカ国籍の方等がこの朝鮮学校に通学している事実があれば、その方も対象になります。

○南條委員 国籍は問わないと。

○庶務課長 はい。

○南條委員 そういうことなのですね。

○小島委員長 庶務課長にお伺いしますが、この制度は、日本における、港区における公立小学校にかわるような学校全てを対象としているのですか。それとも、民族学校とかという制限があるのですか。

○庶務課長 現在の制度では、朝鮮初級中級学校という形に限定をしておりますので、いわゆる朝鮮学校しか対象になりませんが、制度のもともとの趣旨は、そういったほかの民族学校も一応視野に入れて検討したということでございます。ただ、先ほどご説明させていただいたとおり、当時、

ほかの学校等にも意向を打診したが、その時点では「特に支援は必要としない」といった回答であったので、結果として朝鮮学校だけが対象になったと聞いてございます。

○小島委員長 制度の趣旨として、港区の公立小学校に代替するというか、そういう学校全てに門戸を開いてあるのであればいいと思いますが、どここの学校だけということになると問題があると。そこら辺は運用の問題かもしれません。

○庶務課長 その点につきましては、今ご指摘いただいたとおり、スタート時点ではそういう事情があったにせよ、現在もなお、この朝鮮学校だけを対象にしているという部分については、ご指摘をいただいてもやむを得ない面があるのかと。したがって、そういう点については制度の見直しも必要かと思っております。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

○澤委員 庶務課長にちょっとお聞きします。

先ほど、どこの学校に通うにせよ、特に公立中学校の場合にはそういう補助があるので、それと代替するような役割ということで、それはそれで一つ筋が通っていることなのかと思うので。もう一つ、綿貫さんが言われたように、港区としてやらなければいけないのかどうかという点。例えば、私立幼稚園の学費の格差は東京都も出しているのではないですか。港区もそれにプラスして、私立幼稚園に通わせている保護者に補助している。このケース、民族系の学校への補助制度は東京都にもあるのですか。

○庶務課長 申しわけございません。確認をしたわけではございませんが、私の理解では、特に設けていないのではないかと。

○澤委員 なるほど。そうすると、さっき23区という話がありましたけれども、ほかの自治体でもやっているのかもしれませんが、少なくとも23区は独自の判断でそういう補助をしているということになるのですかね。

○庶務課長 そういうことです。

○澤委員 はい、わかりました。

○半田委員 不勉強で余りよくわからないことも含まれているのですが、港区にお住まいの外国人登録の方は、港区に税金をお支払いになっていらっしゃるのでしょうか。

○庶務課長 当然、その所得に応じて税金はご負担いただいております。

○半田委員 となると、それに見合ったサービスを受ける権利というか、当然あると思うのですけれども。

○庶務課長 先ほどご紹介申し上げた、56年3月に区議会で請願が趣旨採択をされましたが、その中でもそのようなことが触れられてございます。やはり納税義務をきちんと果たしている方なので、その辺で不均衡があってはいけないだろうといったような趣旨も含めて、趣旨採択をされた記録には残っております。

○小島委員長 この就学補助については所得制限とかそういうものはあるのですか。

○庶務課長 現在の制度は特に所得制限を設けてございません。それも課題の一つとして認識して

ございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますでしょうか。

綿貫さんに質問したいのですが、いい悪いは別として、この補助金の制度は、今所得制限のことも聞いたのですが、港区に在住の人の子弟で、港区の公立小学校に通わないで、代替的な、いってみれば補完的な学校に就学する児童について、所得制限がないのは問題だという気もするのですが、そういう足りないところを補助してあげようというのが、多分、当初の制度の目的だと思うのです。制度趣旨自体はそういうことですから、そういうことでいいのかという気もしますが、それについて、その後の北朝鮮の、今綿貫さんがおっしゃったような政治的ないろいろな傾向、その政治的な問題に絡めてこういう補助金について論議することについてはどのようにとらえますか。

○請願者 まず、この朝鮮学校だけに出すというのは人種の逆差別みたいものですよね。それで、所得制限を設けない。最初から整合性のないものを出していると。それは人を助けるのは当たり前です。ですから、全部平等のことではないですか。何で朝鮮学校だけが対象になって……ということです。そして、政治的な面は、生活に密接しているわけです。金正日があれば「喜び組」をつくって、女もいっぱい従えて、そして原爆まで持っているのです。そういう国は貧困でも何でもありません。金の使い方が誤っているだけです。それを何で日本人が補てんしなくてはいけないのか。そして、北朝鮮から日本にも教育関係で毎年金が入っているのです。去年だけで2億円入っているのです。金が余っているかもしれないではないですか。それも検証しないで何で続けるのですか。検証してください。北朝鮮からの2億円がどれだけ港区が補助している学校に流れているか。そうしないと、整合性が全然合わないでしょう。朝鮮学校だけ出しますというのは、ですから、これは当時の何かの圧力に屈したとしか思えないです。日本人は皆さん、平和を愛するし、みんな平等に扱っていますよ。

○澤委員 今回の綿貫さんの疑問に対しては、庶務課長の経緯だと、当初、中国系の民族学校さんにも問い合わせた。それで、その学校は「必要ない」と言った。結果として朝鮮系の学校になっているだけなので、現状は、教育委員会としては止むを得ない。私の個人的な見解では、もし今の綿貫さんの疑問に対して教育委員会として考えなければいけないのは、「こういう制度があるけれども、それを使いませんか」というような問いかけを、その後、ほかの民族系の学校さんにも最近やったのかどうか。さっきの綿貫さんのご意見だと、趣旨としても、どこの民族系でも「要らない」ということであれば、これはこれで今の補助をやめるということになります。趣旨として、いいということであれば、ほかの民族系の学校はどうだろうかという問いかけをする必要はあるかと。

それから、“北朝鮮は金持ち” 国は金持ちなのかもしれませんが、外国人登録されている方々が金持ちかどうかというのはまた別の話だと思います。これは委員長が言われているように、すごく高所得でも補助していいのか、本当に困っている人に出すべきことか。そういう意味では、ご指摘を教育委員会としても考えなければならない点はあると思います。

○教育長 請願者のご指摘の中で、今も綿貫さんからは、なぜ朝鮮系の学校に支給するのかと。補助金ですから、通常は個人に対する補助制度。しかし、この場合は、学校を経由して個人に行くこと

いう、通常では余りないような支給の流れになっているということなのですね。ですから、その辺の改善もしなければならぬかと。庶務課としては、私の聞いたところによると、「個人の保護者からしっかり判はいただいていますよ。それを学校からいただいているから個人には行っているということは確認している」ということなのだけれども、なぜ学校をかませなければならぬのかという一つの問題があるのでして、それはその当時、言葉のよくわからない方々が個人的に申請をするということがなかなか困難だったということも考えられないことはないですね。まとめてそのように支給した方が効率的だとか、そういったことはあったかと思えます。しかし、そういうものも見直しといたしますか、検討に入れなければならない一つの課題だと私は思っています。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、この件につきましては、請願の趣旨について十分具体的に伺いましたので、お気持ちはよくわかりました。どうもありがとうございました。

○請願者 どうもありがとうございました。

○小島委員長 朝鮮学校児童生徒保護者補助金制度に関しましては、事務局でも関係機関等と十分な協議・検討をお願いいたします。

第3 審議事項

1 議案第17号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

○小島委員長 それでは、日程第3、審議事項に入ります。

議案第17号、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について」。学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、議案第17号、港区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則についてでございます。

早速ですけれども、議案資料ナンバー1の3枚目をご覧いただきたいと存じます。これは平成21年の第4定例会で、港南小学校、三田中学校、高陵中学校の改築に伴う校舎の位置変更につきまして、港区立学校設置条例の一部を改正する条例が可決されたところですので、条例改正の際の資料を参考としておつけしたものでございます。港南小学校、三田中学校、高陵中学校の位置をそれぞれ新旧で記載してございます。

裏面をご覧ください。施行期日の件ですけれども、付則としまして、「この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、別表第二の改正規定」——恐れ入りますが、表面に戻っていただきますと、別表第二は港南小学校のことです。また裏面をご覧ください。「及び別表第三の改正規定」——恐れ入りますが、また表面をご覧ください。別表第三は三田中学校、高陵中学校です。また裏面にお戻りください。「別表第三の改正規定のうち港区立高陵中学校の位置に係る部分は、港区教育委員会規則で定める日から施行する」となっておりまして、結局は、この条例改正では三田中学校のみ平成22年1月1日から施行。高陵中学校と港南小学校は、

条例改正の時点ではまだ校舎が完成していなかったということもございまして、施行日は別途教育委員会規則で定めるという内容での条例改正となってございました。高陵中学校の施行日についてですけれども、平成22年2月1日とする旨の規則改正がさきの1月19日の教育委員会で既に可決されておりますので、今回は残りの港南小学校の位置変更の施行日を平成22年4月1日とすることについての規則をご審議いただくものでございます。

資料の2枚目をご覧いただきたいと思います。港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）としまして、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例（平成21年港区条例第52号）付則ただし書に規定する別表第二の改正規定」——これは、先ほどのご説明の中で港南小学校の位置変更のこととございますけれども、「施行期日は平成22年4月1日とする」というものでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問等があるでしょうか。

○澤委員 規則については全然問題ないのだろうと思うのですが、先日、港南小学校を見学させていただいたときは一部まだ工事中でしたが、校舎自体はもう完全に完成して、準備等はどうか。まだ什器等は入っていないのかもしれませんが、その辺の状況はどうか。

○学務課長 校舎の引き渡しは3月23日と聞いておりますけれども、校内の配線工事、例えばパソコンの校内LANの配線工事は、3月23日完成予定、それから、職員室、生徒用の机・いすの納品は3月18日、19日あたりを予定してございますので、今の段階ではまだ完全にはそろっていないという状況です。

○学校施設計画担当課長 工事の方は2月末に終わりました、現在は、その後の調整作業。今日などは特に寒い日でございますが、ちょうど今、冷暖房の運転ですとか、でき上がった後の空気環境の測定といったものを行っております。その後の日程は、今、学務課長から説明がありましたとおりです。

○澤委員 いずれにしても、なかなかすばらしい校舎です。中はまだ入っていませんけれども、青写真の段階ではすばらしい校舎でした。子どもたち、先生方、保護者は楽しみにしていると思います。

○半田委員 引っ越しはいつですか。

○学務課長 3月26日、春休みに入ってから金曜日から28日日曜日までの3日間を予定しております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、議案第17号については原案どおり可決ということにご異議ありませんか。

（異議なし）

○小島委員長 では、ご異議なきものと認め、議案第17号については原案どおり可決することといたします。

第4 教育長報告事項

1 赤坂九丁目貸付地等における市街地再開発準備組合の設立について

○小島委員長 続きまして、日程第4、教育長報告事項。

まず第1番目に、「赤坂九丁目貸付地等における市街地再開発準備組合の設立について」。この案件につきましては、2月9日開催の第2回定例会において庶務課長から概要の説明がありました。本日はその詳細説明ですが、庶務課長、よろしく願いいたします。

○庶務課長 それでは、お手元の教育委員会資料ナンバー2をご覧ください。「赤坂九丁目貸付地等における市街地再開発準備組合の設立について」でございます。

赤坂九丁目貸付地と申しますのは、資料を1枚めくっていただきまして3ページをご覧ください。地図をお示ししてございます。東京ミッドタウンと赤坂通りに囲まれた部分でございます。さらに1枚めくっていただいてA3版の資料をご覧ください。この中の山吹色の部分が赤坂九丁目貸付地でございます。それに隣接して、区立桑田記念児童遊園、及び、黄色のところですが区立中之町幼稚園がございます。

この赤坂九丁目貸付地は、防災面、あるいは居住環境面などで大きな課題があり、区はこれまでもこうした課題の解決に向けて借地権者の皆さんに検討を働きかけてまいりました。教育委員会といたしましては、貸付地に隣接する中之町幼稚園につきまして、現在の施設が3・4・5歳各1クラスしかなく施設面で十分ではないということ、あるいは、交通量の多い赤坂通りに面していること、さらには今後貸付地の整備状況によっては教育環境に影響を及ぼす可能性があるといったことを考慮し、また一方で、貸付地の再整備に連動することで今以上の良好な教育環境の確保が期待できるといった側面がございまして、この検討に加わってまいりました。このたび、貸付地及び隣接する桑田記念児童遊園及び中之町幼稚園、この区域で市街地再開発事業を前提としてさらに検討するために再開発準備組合が設立されたということでございます。

資料の1ページにお戻りください。

設立目的は、今、概略ご説明したとおりでございます。ただ、この段階では、市街地再開発事業として既に決定したわけではございません。最終的に実施の可否を決定することを目的として準備組合が設立されたものでございます。

準備組合の概要でございますが、名称は、資料にあるとおり、「赤坂九丁目北地区市街地再開発準備組合」でございます。

設立年月日は、平成22年1月29日。

検討対象区域は、約6,450㎡で、先ほど説明しました貸付地、児童遊園、区立中之町幼稚園を含んだ面積でございます。

役員は、理事長と副理事長を1名ずつ、以下、理事が4名、監事が1名となっております。

この準備組合の加入状況でございますが、土地の所有権者としては港区のみでございます。借地権者は43名いらっしゃいまして、トータルで44名の関係者となります。そのうち、準備組合の

加入者数は41名、加入率93.2%ということになってございます。

主な活動内容でございますが、ご説明させていただいたとおり、再開発実施の可否を地権者が判断するための検討を行うというものでございます。2ページ目をご覧ください。再開発実施の可否は、最終的には総地権者の10分の8以上の多数により決するというものになってございます。

これまでの経過ですが、平成15・16年度あたりから、庁内、区の中におきまして予備的な検討をし、平成17年度から借地権者の方々を中心に「まちづくり懇談会」、あるいは個別面談等を実施してまいりました。以降、資料でお示ししているとおり、ずっと検討を加えてまいりまして、このたびこの準備組合の設立ということになったものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問がある方はどうぞ。

○澤委員 教育委員会としては、中之町幼稚園がどうなるかということが最大の関心事ですけども、まだ準備組合の段階なので、案があるのかどうかわかりませんが。これは高層ビルになるのですか。

○庶務課長 これまでの検討の過程で、いくつかのシミュレーション案が示されております。ここにお住みの借地権者に過大な負担をかけないで再開発をうまく実施するためには、一定程度高層ビルを想定せざるを得ないという結論にはなっておりますが、最終的にどういう形になるかは、この準備組合の中で具体的な検討の上、方向性が決まるということになります。

○澤委員 そうすると、幼稚園もその高層ビルの下というような感じになってきますか。全く幼稚園だけ独立に別に建てるということはなかなか難しいような気がするのですけれども。

○庶務課長 これまでのシミュレーション案の中にはそういった案も含まれてございますが、最終がどういう形になるかは現時点では未定でございます。ただ、先ほどちょっと触れましたとおり、この事業全体をうまく成立させるためには、そういった案を考えていく必要があるのかといった考え方はございますが、決定ではございません。

○澤委員 小学校と併設の幼稚園はあっても、そういう大きな建物の一角にある幼稚園というのはないですね。

○庶務課長 学校併設の場合は、学校の1階部分というのはございますが、幼稚園ではこういった他の建物と一体というのは港区ではございません。保育園は既に事例があります。

○小島委員長 それと関連して。

園庭とかいろいろ条件があると思うのですけれども、高層ビルに入った場合の園庭とか、そういう条件はどうクリアするのですか。

○庶務課長 当然ながら、園庭は確保する必要がございます。もし上に高層が載るということになると、落下物等の問題にきちんと対応しなければいけませんので、防護ネット、防護壁といったものは当然備える必要があるのかと考えております。

○南條委員 これに対しまして、役員で、教育委員会から1名出すとか、もしくは会員として1名出すとか、そういう考えはありませんか。

○庶務課長 準備組合には、区の代表として契約管財課長が理事に加わってございます。当面は、契約管財課長を通じて教育委員会の意向も十分反映できるように連絡を密にして進めていきたいと考えてございます。

○小島委員長 そうすると、今、どういうものをつくるという具体的なところまでいっていないということですか。

○庶務課長 はい。この中で具体的な方向性が明らかになってくるということです。

○小島委員長 この桑田記念児童遊園というのは、「桑田記念」というのはどのような趣旨でこういう児童遊園に……。

○庶務課長 実は、この貸付地でございますが、もとは桑田さんという方がお持ちになっていた土地を当時の赤坂区へ寄附いただいたものです。その関係で、桑田さんのお名前を冠した児童遊園となっております。また、その当時から、こういった借地の方がいらっしゃって、借地人の権利ごと区が引き継いだという形になってございます。

○南條委員 この借地人、権利者は皆さん長い。

○小島委員長 そうすると、賃貸借契約などを結んでいるのですか。

○庶務課長 おっしゃるとおりでございます。

○小島委員長 土地を賃借して建物は各人が建てているのですね。相当な戸数がありますね。

○南條委員 かなりありますよね。ただ、教育委員会としては、当然ながら、その中之町幼稚園をどうするかということにかかっていますよね。

○庶務課長 私どもの考えといいますか、スタンスといたしましては、中之町幼稚園の教育環境を今よりもっといいものにするという目的がございますので、その目的に合致する案であれば同意といいますか、納得できますが、教育環境がもし悪くなるような案であれば、それは教育委員会としては飲めないという形で、契約管財課長を通じてこの準備組合の中でいろいろ議論していただくと考えております。

○南條委員 できれば教育委員会から役員を出した方がいいのではないですか。

○小島委員長 中之町幼稚園の「幼稚園だより」などを時々見ていると、隣の公園で遊んだり、ドングリを拾ったりとか、そういうのがよく出ていました。そうすると、児童遊園がなくなってしまうのかよくわかりませんがどうなんですか。

○庶務課長 もちろん決定は、この中で検討された上での方向性になるのですが、現時点の考え方では、児童遊園の位置は多少変更になったとしても、公園自体をなくす案にはなってございません。

○小島委員長 確かに、南條委員が言うように、教育委員会関係者に1人入ってもらった方がいいのですが、全体をつくるとなると、過大な負担にもなるので、果たしてどっちがいいのか。

○教育長 庶務課長がお話ししたことで、教育委員会は中之町幼稚園の教育環境をよくするために努力をしなければならないので、これは準備組合の設立という段階での今の報告ですので、準備組合から、今度は「準備」がとれて、再開発事業が認可されたりすれば、またそこで違った動きが出てくる。そういう話になると思いますので、またその時点でさまざま検討していかなければならな

い。地権者は、土地所有者としては港区だけですので、しかも、その港区の中之町幼稚園が大きな土地の所有者になっていますし、これは近隣の区民の方々から愛されている100年を超える中之町幼稚園ですので、そういったことを含めて検討しなければならないということです。

○小島委員長 南條委員の言うように、中之町幼稚園の立場に立った意見を述べる場が……。もう少し明確にしてもらえればという気がします。

○南條委員 今……代表といいますか……。

○庶務課長 今のご意見はごもっともでございます。区、特にまちづくり部門及び、この土地を管理している契約管財課の考え方といたしましては、再整備、あるいは再開発事業はあくまでも区民主体で進めていきたいという思いがございまして、区の関係者が多数理事等で参加するよりは、最小限にとどめて、その中で地権者の方も区も満足いくような案にできればという思いがあるように聞いてございます。

○学校施設設計画担当課長 現段階では、まだ準備組合ということで、やるやらないを決していない段階ですけれども、年度途中で「やる」という方向に行きますと、先ほど来お話になっています幼稚園計画が遅れてしまうと大変なことになってしまいますので、来年度予算では、幼稚園の基本構想を組み上げる予算を一応準備はしております。これは地元の方も入ってやってまいりますので、そういった意味では、進捗を見ながら、遅れをとらないような準備だけはしていくという状態です。

○小島委員長 わかりました。

何かほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件はこの程度にします。

2 平成21年度秋の通学路点検の実施結果報告について

○小島委員長 続きまして、「平成21年度秋の通学路点検の実施結果報告について」。学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。平成21年度秋の通学路点検の実施結果報告についてでございます。

港区の小学校では、春と秋の2回、通学路点検を実施しております。今回は秋の分で、昨年10月から12月までの実施状況になります。通学路点検は学校が主体となってやってございますけれども、PTA、総合支所、警察、町会・自治会、こういった方々にも参加をしていただきまして、それぞれの担当分野で課題が見つければ、それぞれで対応ができる、そういう体制になってございます。

資料の中の2「通学路点検実施校一覧」に全小学校の実施日、参加人数が記載してございます。下から5番目、青山小学校につきましては、警察等との日程調整がちょっとつきませんで、まだ実施しておりませんが、3月までには実施するという連絡をもらってございます。

裏面をご覧くださいと思います。3の「今回の通学路点検によって学校からあげられた主な意見」です。「歩道に放置自転車・バイクが多い」「暗く、ひと気のない場所がある」「道路の白線が

消えかかっている」といったものが毎回出てございますけれども、現在、所管する各機関で対応を検討してございます。

また、4で、平成21年春の通学路点検で出された意見に対して改善した箇所を載せてございます。道路の白線の表示、補修ですとか道路標識の改修といったものに対応してございます。一度に全てを解決するというのはなかなか難しい面もありますけれども、半年に1回実施しておりますので、着実に改善していると考えてございます。

5の「その他」ですけれども、港南小学校の場所が変更したことによりまして、新たに通学路を認定しました。2点目としまして、19校中9校は学務課職員も参加をしてございます。3点目、春の通学路点検実施期間は、4月12日から6月30日を予定しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 学務課長、3番、4番というのは、たしか今回が初めてですよ。今までは2番の一覧表だけだったような気がしたのですけれども。

○学務課長 これまでも3番、4番はついておりました。

○澤委員 ついていました？

○南條委員 これは生徒・児童とは直接関係ないのですが、ある公園のところの信号などがちょっと短いという懸念があるので、子どもと関連して検討していただければと思います。直接子どもには関係ないのですけれども、お年寄りが信号を渡り切るのにかなり危険なのを見ているのです。あの時間内に着かないのですね。ぎりぎりなのです。だから、足の不自由な方たちが相当せいていかなければいけない現状を何回も見ているので、不安だという状況があるので、それも兼ねて予防できないのかと。信号の長さというのですか、そこら辺も、できましたら口添えをお願いできればと思います。

○小島委員長 3番の「横断歩道を渡れる時間が短い信号がある」と同じ場所……。

○南條委員 そうかなと思ったのですけれども。同じところかと思うのですけれど。結局、お年寄りが公園へ散歩に行きますよね。その途中、どうしても渡らなければいけないので。はらはらするのを何回も見ているので、そこは何とかならないかと。

○学務課長 信号は、警察と調整しなければならず、結構時間が必要です。今回も支所と警察、三者で調整をしているところですが、基本的に通学路と一緒になっていれば教育委員会も入ります。あとは基本的には総合支所が窓口になって、警察との調整の方はそういったところに対応してございます。通学路とダブるところであれば教育委員会も入って一緒にやらせていただきます。

○南條委員 ダブっていますので。

○小島委員長 そうなのですか。それならね。

○半田委員 たしか前回のときに、南條委員から、地域の方も一緒に回られたらさらによいのではないかというご意見をいただいたと記憶しているのです。それはすごくいい意見だと思って聞いていたのですが、今回は、特に地域の方は参加されていないようですけれども。それと、19校中

9校については学務課職員は参加しましたということで、全てではない理由と、なぜ9校だったのかということをお教えください。

○学務課長 地域の方に関してですけれども、この通学路点検の基本的なパターンとしては、警察が2名ぐらい、それから支所が2名、PTA関係が3名。多いところはもっと出ていますけれども。あと、町会・自治会からもなるべく出ていただきたいということで、どこの学校でも大体2、3名出ていただけるという状況ですので、地域の方も参加はしてございます。

それから、学務課職員の参加ですけれども、各総合支所で教育委員との懇談会の際に、神応小学校の関係者から「学務課の職員がだれも来ていない」というご指摘をいただいているのです。私も大体の学校は行っていると考えていたのですけれども、ちょうどこの時期は選択制などの繁忙期のため参加できなかったという報告を受けてございます。基本的には、学務課の職員が行くべきだと考えてございますので、これは次回から改善したいと思います。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 今まで4番なんかあったですかね。

警察も一緒に回ってくれているからいいですね。信号の設置などというのはなかなか簡単にはできないわけですね。要望しても、これは警察の管轄だとかとなって。だから、点検の効果がしっかりあらわれていると思って聞きました。

○小島委員長 南條委員がワーワー言ったのではないですか。

○南條委員 私はそんなことは……。

○澤委員 点検の効果がきちっとでている。1年で全部は当然できないにしても、確実に改善されている様子がわかりますね。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

3 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（青山地域）の実績について

○小島委員長 それでは、続きまして、「港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（青山地域）の実績について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー4をご覧ください。生涯学習推進課では、地域スポーツ・文化クラブの設立を支援してございます。年に大体3回程度、周知のイベントをしてございまして、青山地区で21年度2回目の周知イベントということで実施させていただきました。

2月14日日曜日、午前中から1時まで実施してございます。青山小学校が新しく人工芝になったということで、それも地域の方に見ていただきたいということもございまして、グラウンドゴルフ、タグラグビー、親子キッズサッカー、介護予防体操、ドッチビーの5種目を実施したところでございます。前日かなり雨が降りまして、朝、人工芝が濡れているような状態だったのですが、延べ59名の方にご参加をいただきました。

裏面をご覧くださいますと、このような形で実施しているものでございます。また、席上に配布いたしましたピンク色のチラシをご覧くださいますと、3月7日日曜日ですけれども、3回目の周

知イベントということで、新たに開設いたしました三田中学校で、9時から4時までということで1日かけてイベントを行ってございます。当日雨だったのでグラウンドが使えませんが、グラウンドゴルフとサッカーが実施できませんでしたけれども、延べで194名の方にご参加をいただきました。また、22年度につきましても、可能性のあるところを探しまして、周知、それから設立に向けて実施をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○南條委員 青山小学校の人工芝のおかげで、グラウンドゴルフだとか、全然平気じゃなかったですか。

○生涯学習推進課長 実際に私もやらせていただきましたが、大変いい調子でした。

○南條委員 よかったですね。では、水はけは全然……。ほとんど完璧？

○生涯学習推進課長 1時間程度、やはりちょっと湿っている感じがありましたが、後半になればほとんど乾いていました。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

スポーカルは六本木にできているのですが、今、あちこちで1回目、2回目ぐらいのそういうイベント的な周知事業をやっているのですが、どこかでスポーカルが立ち上がりそうなところはあるのですか。

○生涯学習推進課長 機運的には盛り上がってきているのですが、まだ正式にやりたいと手が挙がっているところはありません。ただ、三田中学校が新たにできたり、青山の人工芝が設置されたりということで、種目は多くなくてもできるのではないかというような雰囲気にはなってきてございます。

○小島委員長 せっかくいろいろ施設はあるのですから、区民の皆さんもできるといいと思うのですが、つくるとなると、なかなかいろいろと大変だろうと思いますが、そういう方向でよろしく願いいたします。

ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、この程度にいたします。

4 生涯学習推進課の2月事業実績と3月事業予定について

○小島委員長 続きまして、「生涯学習推進課の2月事業実績と3月事業予定について」。この件につきましては、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料5をご覧くださいようお願いいたします。

この件で特に何か報告することはございますか。

○生涯学習推進課長 ありません。

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 続きまして、同じく生涯学習推進課の「各事業別利用状況について」。この件につき

ましても、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料6をご覧くださいませよう願
いいたします。

この件について何か特に報告することはございますか。

○生涯学習推進課長 ありません。

6 図書館・郷土資料館の2月行事实績と3月行事予定について

○小島委員長 続きまして、「図書館・郷土資料館の2月行事实績と3月行事予定について」。この
件につきましても、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料7をご覧くださいませ
よう願います。

何か特にご報告することはございますか。

○図書・文化財課長 ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

図書館の方の2ページ目をお開きいただきたいと思います。一番下のところに「鉄道DVD上映
会ほか」とあるのですけれども、三田図書館の方で最近の利用者の貸し出しの傾向から、昔の鉄道
のひかりの0系だとか500系というのが廃止になったりとか、そういうのが話題になりましたも
ので、特集で1週間続けてこういうイベントを組んだと。図書館としては珍しいイベントで、連続
的に同じようなものを実施するのは珍しいことです。人数は、時間帯もありましてちょっと少な
かったりする日もありましたけれども、講演会とかはなかなか好評だったと聞いております。

それから、隣の3ページ目にいきますと、これも初めて試みましたが、図書館で実際に落
語家の方に来ていただきまして落語をやっていただいたと。参加人数が105人と、かなり好評で
ございました。私も聞いてまいりましたけれども、最近、落語家のCDとかもかなり販売をされて
いて、図書館でもかなり待たないと順番が回ってこないという状況もあったということで、伝統芸
能とか日本の大衆芸能のそういう側面も、図書館として文化の振興ということも考えながらちょ
っと試みたということです。

それから、郷土資料館につきまして、今、コーナー展で、「愛宕下の武家屋敷跡」と言いまして、
新橋の二丁目——要するに環状2号線工事に伴った新橋の発掘がかなり進んでおりまして、そこ
から武家屋敷の生活の様子のお跡がかなり出ております。それを郷土資料館でも展示するという
ことでやっていたけれども、今回初めて区役所のロビーでパネルの展示をしております。郷土資
料館の方も狭いのですけれども、いろいろな展示をしておりますので、PRということで、今回初
めてそういうパネル展を本庁舎でやったということで努力をさせていただいているということをご
紹介させていただきます。

以上でございます。

○小島委員長 それぞれ「質問をどうぞ」というのを言い忘れましたけれども、資料ナンバー5か
ら資料ナンバー7について、何かご質問があれば願います。

○澤委員 資料ナンバー6の最後に、先ほど委員長が言われた六本木のいろいろな活動の実績表を
つけてもらっていますけれども、拝見すると、結構活発に活動されているようですね。

○生涯学習推進課長 六本木のスポーカルを立ち上げるときに、おおよそどのぐらいの会員をというので所管課で調整をした資料がございますが、200ぐらいの会員をまずは確保しようということで想定していたようでございます。1月末現在で会員数190ということですので、かなり集まってきたというような状況でございます。それぞれの種目を見ていただきますと、定期的にきちっと回数も実施されておりまして、夏場の暑い時期を除きまして、定期的に参加されているという様子がかがえると思います。

○小島委員長 よろしいですか。

○澤委員 はい。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 資料7の図書館の方で、鉄道のテーマとか、落語とか、積極的なイベントを立ち上げて、区民の皆さんの反応もすごくいいということで。これ、やるのは大変なのでしょうね。準備したりいろいろありますね。

○南條委員 落語に関しまして言いますと、港区に関するものを集約したもののコーナーみたいなものはあるのですか。

○図書・文化財課長 今そこまで、図書資料としてのそういうコーナーはつくってございませんけれども、もう少し資料がそろった段階でそういうコーナーをつくってご紹介するのも一つのアイデアで、利用者の方のためのサービスかと考えますので、今後考えていきたいと思えます。

○南條委員 あると、私も借りたいと思えます。「芝浜」は有名ですけども、ほかにも結構ありますよね。

○小島委員長 「三田落語会」というのが5ページに書いてありますね。

○図書・文化財課長 今度、三田図書館の方で3月に。

○小島委員長 いろいろやっていますね。

13日にフルート演奏会。綱川さんという名が載っていますが、いろいろご活躍ですね。

それでは、この程度でよろしいですか。

7 平成21年度入学式「お祝いの言葉」について

○小島委員長 続きまして、「平成21年度入学式『お祝いの言葉』について」。この件につきましては、さきに各委員に郵送で案が示されましたが、指導室長、意見等の集約後の状況はどのようになっているでしょうか。

○指導室長 それでは、お手元の資料ナンバー8をご覧ください。

幼稚園の入園式につきましては、参考ということで、当日子どもたちの状況を見て、もう少し短くなる可能性も高いということで、参考例として紹介させていただきます。

小学校と中学校の入学式の「お祝いの言葉」につきましては、事前に委員長からご説明ございましたように、ご指摘をいただいた部分を、資料の横に線を引きまして、その部分を変えてございます。読んでよろしいでしょうか。

○小島委員長 今まで当委員会では読んではいないですよ。

○指導室長 はい。

○小島委員長 読んだ方がわかりやすいですかね。では、読んでいただきたいと思います。

○指導室長 平成22年度小学校入学式 お祝いの言葉

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

今日から皆さんは、港区立〇〇小学校の1年生です。

皆さんの周りにいる先生方や主事さん方、お兄さん、お姉さんたちも皆さんの入学をお祝いしています。これからこの〇〇小学校で、楽しく過ごすために、大切なことを三つ、お話しします。

一つめは、たくさんの友達と仲良くすることです。学校では、クラスの友達だけでなく、大勢の友達と一緒に過ごします。自分から話しかけたり遊んだりして早く仲良くなって、友達をたくさん作りましょう。

二つめは、自分から進んでお勉強することです。——このところを書きかえました。小学校では、国語や算数、それに英語などの授業が始まります。皆さんには、先生方がいろいろなことを教えてください。先生のお話をよく聞いて、よく考えて、たくさんのことを学んでください。

三つめは、元気に生活することです。早寝早起きをして、朝ご飯を食べて、元気よく学校に来てください。そして、学校でも、おいしい給食をしっかりと食べて、たくさん体を動かして遊びましょう。そうすれば、心も体も健康になって、頑張る力がわいてきます。

今、大切なことを三つお話ししました。「たくさんの友達と仲良くすること」「自分から進んでお勉強すること」「元気に生活すること」です。三つともとても大切なことです。皆さんには、学校で楽しく過ごして、「学校が大好き」と言えるようになってほしいと願っています。

さて、保護者の皆様、お子様がめでたくご入学の日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を十分に果たし、連携することが大切です。今後とも、本校の教育活動へのご理解とご協力を、お願いいたします。

また、校長先生をはじめ教職員の皆様、PTA、地域の皆様、引き続き本校の児童一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

結びに、これから始まる小学校生活に、夢と希望を大きくふくらませている新1年生の今後の成長と、ご出席の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成22年4月6日

港区長 武井雅昭

港区教育委員会

なお、港陽小中学校については4月7日でございますので、今後またご報告させていただきたいと思っております。

○庶務課長 港陽小中学校は来年度から小中一貫教育校になりますので、中学校の入学式に合わせ

まして、小中合同の入学式を計画してございます。

○小島委員長 わかりました。6日は開校式でしたね。

○指導室長 続きまして、中学校の入学式のお祝いの言葉です。

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

皆さんは、今日から港区立〇〇中学校の生徒です。今、皆さんの心の中は、これから始まる中学校生活への希望と期待で満ちあふれていることと思います。

中学校では、小学校で培ってきたことをさらに発展させ、自分で考え、判断し、主体的に行動するなど、社会人としての基礎的な態度を身に付けます。

これからの中学校生活を、意義のある——ここをご指摘いただきました——充実したものにするために、次の二つのことを心がけてほしいと思います。

第一は、「何事も積極的に学び、自分のよさを伸ばす」ということです。

中学校では、教科の学習はもちろんのこと、部活動や学校行事、生徒会活動など、様々な活動があります。

これまでに経験しなかった新しいことを積極的に学び、その活動の中で自分のよさを発見し、自分らしさを発揮してください。そして、自分のよさをさらに伸ばすために、具体的な目標をもち、その目標を達成するために、主体的に努力する人になってほしいと思います。

第二は、「思いやりなど、配慮する気持ちをもち、周りの人を大切にする」ということです。——この「など、配慮する」ということもご指摘いただきました。

人間はお互いが助け合い、長所を出し合うことで豊かな生活を営んでいます。中学生になった皆さんは、心も体も大きく成長していきます。その成長は、家族をはじめ、多くの人たちによって支えられています。そのことに感謝し、今まで以上に、周りの人に対して、配慮する気持ちをもって接し、友達との絆を一層深めてほしいと思います。また、皆さんの周りで悩んだり苦しんだりしている人に優しく、温かい気持ちを伝えられる勇気ある人になることを期待しています。

さて、保護者の皆様、お子様が、本日めでたく、中学校へのご入学の日を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。教育においては、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を十分に果たし、生徒の健やかな成長を支えることが大切です。学校との連携とご協力の程、よろしく願いいたします。

また、校長先生をはじめ教職員の皆様、PTA、地域の皆様、本校の生徒一人ひとりに温かいご指導とご支援をよろしく願いいたします。

結びに、これから始まる中学校生活に夢と希望をふくらませている新1年生のたくましい成長と、ご出席の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

以下は同じでございます。

○小島委員長 小学校の方なのですが、当初の案ですと、この「お勉強」のところは「学習」となっていたのですが、私が「学習」を「お勉強」に変えるという意見を出したのですけれども、多分、小学校1年生の場合、「学習」という言葉はまだ使わないですよ。新しく小学校1年になるのです

から。そのような点から、「学習」を「お勉強」にと。

○指導室長 ご指摘のとおりかと思います。幼稚園あるいは保育園から上がったばかりですので、「お勉強」の方が子どもたちにとってわかりやすいかと思います。

○小島委員長 ほかに小学校の方で何かお気づきの点はございますか。今日、確定するのでしたね。

○指導室長 はい。

○小島委員長 小学校の件でほかに何かございますか。

○澤委員 結構だと私は思っています。

○小島委員長 では、小学校の件は、この「お勉強」に変えるということで。

続きまして、中学校。中学校の変更は3点ですか。「これからの中学校生活を、意義のある充実したものに」と。これは私が意見を出したのです。「中学校生活を楽しく充実したものに」とあったのですが、小学生なら「楽しい小学校生活」でいいと思いますが、中学校ぐらいになったら、「楽しく充実したもの」と言うよりも、「意義のある充実したもの」と言う方がいいのではないかということで、提案させていただきました。

澤委員の方から反対意見が……。

○澤委員 いやいや。

○小島委員長 いいかどうかというのを皆さんで検討していただくということで。いいですか。

次に、「思いやりの気持ちを持ち、周りの人を大切に」を「思いやりなど、配慮する気持ち」と……。後ろの、「思いやりをもって接し」を「配慮する気持ちをもって接し」と。これはどなたから……。半田委員、どういうことか。

○半田委員 小学校から中学校に上がって、少し大人の文言ということで、思いやりというのは当然なのですが、前のところの「培ってきたことをさらに発展させ、自分で考え、判断し、主体的に行動する」というところを受けまして、思いやりを持ったその先の行動を起こしていくという意味を含めて、「配慮」という言葉の方がと。

○小島委員長 単なる思いやりだけではなく、「思いやりなど、配慮する気持ち」と。わかりました。

半田委員のご指摘について、どうですか。

○半田委員 反対意見があったら……。

○澤委員 いいのではないのでしょうか。中学生がプレッシャーを感じてとかありますか。

○小島委員長 一段と難しく高度なものを要求されて。

中学校のお祝いの言葉で、ほかに何か気のついたことはございますか。

教育長、いかがでしょうか。

○教育長 私も一回見えていますので。

○小島委員長 わかりました。

それでは、この「お祝いの言葉」はそういうことでよろしいですか。

8 指導室3月事業予定について

○小島委員長 続きまして、「指導室3月事業予定について」。この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料9をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

指導室長、何か特に報告することはございますか。

○指導室長 1点だけ補足をさせていただきます。

一番下の「オーストラリア大使館訪問」ということについてでございます。大使館のご配慮で、26日金曜日、この時間帯になりますけれども、21年度は特に海外派遣が実施できませんでしたので、21年度海外派遣児童・生徒の中から希望者が大使館を訪問してオーストラリアの文化・自然等について学ぶということで、事前に小・中学校の子どもたちの方から質問を受け、その質問をもとに大使館の方に質問したりして学ぶ機会をつくるということで考えてございます。

以上です。

○小島委員長 なかなかいいですね。残念ながら派遣できなかったから、大変いいと思います。

○澤委員 なかなか気のきいたと言ったらおかしいけれどもいいですね。これは、指導室から要望したのか、オーストラリア大使館の方がそういう配慮をしてくれたのか、この実現に至る経緯を知りたいですね。

○指導室長 基本的には、中止が決定した段階で、何とかそれにかわる体験学習等ができないかと大使館の方にこちらから要請しておりました。それで、子どもたち一人ひとりには、プレゼントというか、記念になる小さな写真立てと、これをセットで考えていて、やっとこの実現に運んだということでございます。

○澤委員 これは本当に、なかなかいいですね。

○教育長 写真立てというか、実物はまだお見せしていなかったですね。

それからもう一つ、「あなたはメンバーだったですよ」というメンバー証。「あなたは平成21年度の海外体験学習の派遣生でありました」という証明をつくってもらって、それを配っています。

○澤委員 なるほどね。

話は全然違いますけれども、この間のバンクーバーのオリンピックの開会式のときに、聖火が消えていて、棒が一本出なかった。あのとき、女性も堂々としていて偉かったと思う。トラブルだったのだけれども、閉会式のときにその女性の出番をつくっていました。あれも、なかなか気のきいた人情的な演出でした。そのことを思い出しました。

○教育長 こういう認定証です。

○澤委員 それは大使館が？

○教育長 違います。これは港区の手づくりの認定証です。

○小島委員長 「This is……」。

○南條委員 できれば、訳を入れておいてくれるといいですね。

○小島委員長 澤委員が見ている間に、室長にちょっと質問してよろしいでしょうか。

教務主任の部会会議で、「平成22年度教育課程編成状況について」「1年間の振り返り」とあるのですが、教育課程は、つくるとき大変なのでしょう？ 「1年の振り返り」ということは、その

つくった教育課程がどう達成されたとか、そういう振り返りということなのですか。

○指導室長 2行目に書いてありますのは、教育課程編成状況ということも踏まえてですけれども、教務主任会として、教務主任の役割としての1年間を振り返ってということでございます。

○小島委員長 なるほど。わかりました。

それでは、この件についてはこの程度でよろしいことですか。

9 港区立赤坂小学校屋内プールの休止について

○小島委員長 続きまして、「港区立赤坂小学校屋内プールの休止について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー10をご覧ください。

区内では5つの学校屋内プールを開放しておりますけれども、そのうちの一つ、赤坂小学校屋内プールにつきまして、ボイラーが急遽故障したということで、先週、3月4日木曜日から休止してございます。現在、原因の特定、それから修理に向けまして努力をしているところでございます。

開放が決定次第、ご利用者の皆様にお知らせができるようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何か質問のある方、どうぞ。

このボイラーというのは、もうちょっと言うと、どのようにすれば直るのですか。

○生涯学習推進課長 どこが壊れているかというのは特定できたそうです。その修理のための部品の調達で今時間をとっていると聞いてございます。調達できて、直すのに若干時間がかかるかもしれませんが、どのぐらいかかるのかというのは現時点では申し上げられないので、申しわけありませんが、なるべく早くにということで努力を続けている状況です。

○小島委員長 今までこういう事故というか、こういう故障があったというのはあるのですか。余り聞かないですよ。

○南條委員 ボイラーはないですね。点検だとか修繕はありますけれども。多分、これ、大変だと思えますよ。ボイラーのことですからね。

○生涯学習推進課長 赤坂小学校は、かなり早い時期に開放している学校ですので、大分くたびれてきているのかもしれませんが。

○南條委員 そうすると、その近くで代替用プールは？

○生涯学習推進課長 この時期、故障の時期が重なってしまっておりまして、スポーツセンターのプールが、10日までなのですけれども、水の取りかえでお休みになっております。それから、御成門中学校が、4月までなのですけれども、天井の補修工事で休止になっております。ですので、お問い合わせいただいた方には、高松中、もしくは本村小学校をご案内しております。そういうご案内をしておりますが、使い勝手がいつもと違うということで、ご要望もいろいろいただいております。若干のご不便のおかけしている状況でございます。

○南條委員 わかりました。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

そうすると、本日予定していた案件は全て終了しました。

ほかに何かございますでしょうか。特にありませんか。

「閉 会」

○小島委員長 なければ、これをもって閉会といたします。お疲れさまでした。

○庶務課長 次回は、教育委員会の終了後に、港南小学校が引っ越し前ですのでまだあれですけれども、建物の中も含めて視察を予定してございますので、よろしく願いいたします。

○小島委員長 わかりました。

それでは、次回は3月23日火曜日、午前10時ということになっておりますので、よろしく願いいたします。そして、当日の午後1時30分に正面玄関にお集まりいただいて港南小学校の視察に出かけたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ご苦労さまでした。

(午前11時31分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 南 條 弘 至